

日本郵政共済組合からのお知らせ

平成27年10月1日から標準報酬に 現物給与(社宅貸与)が含まれます

報酬の範囲

- 被用者年金制度一元化法が施行され、平成27年10月1日から報酬の範囲を厚生年金制度に合わせることとなり、通貨以外のもの(現物給与)も報酬に含まれます。
標準報酬算定の基礎となる報酬に含まれますので、価額を算出した上で他の給与等と合算し標準報酬が決定されることとなります。

※ 実際に報酬の範囲を変更する時期等の具体的な詳細は、決まり次第改めてご連絡します。

【一元化前(～平成27年9月)】

○ 給与として支給されるもの



【一元化後(平成27年10月～)】

○ 労働の対償として受ける全てのもので通貨以外のものを含む

現物給与(社宅貸与)の価額の算出方法

- 現物給与として報酬に含まれる価額の算出方法等は、以下のとおりとなります。

居住面積(m²) ÷ 1.65(1畳換算) × 単価(都道府県ごと) - 社宅利用料 = 現物給与額

(※居住面積とは、居間・茶の間・寝室等の居住用スペースのことで、玄関・台所・トイレ・浴室・廊下等は除かれます。居住面積の算出にあたっては、簡便な算出方法によります。)

【簡便な算出方法】

※延べ面積 × 居住面積割合

社宅の延べ面積	居住面積割合
25㎡未満	41%
25㎡以上55㎡未満	56%
55㎡以上80㎡未満	62%
80㎡以上	66%



標準報酬に含まれる額(計算イメージ)

【例①】延べ面積:45㎡、勤務地:大阪(@1,480円)、社宅利用料14,800円の組合員
 $45\text{㎡}(\text{延べ面積}) \times 56\%(\text{居住面積率}) \div 1.65(1\text{畳換算}) \times 1,480\text{円}(\text{単価})$
 $- 14,800\text{円}(\text{社宅利用料}) = \underline{7,803\text{円}}(\text{標準報酬の算定に加算される額})$

【例②】延べ面積:64㎡、勤務地:東京(@2,400円)、社宅利用料32,800円の組合員
 $64\text{㎡}(\text{延べ面積}) \times 62\%(\text{居住面積率}) \div 1.65(1\text{畳換算}) \times 2,400\text{円}(\text{単価})$
 $- 32,800\text{円}(\text{社宅利用料}) = \underline{24,916\text{円}}(\text{標準報酬の算定に加算される額})$

(注)現物給与額がマイナスになる場合は、現物給与額は報酬に加算しません。

留意点

- 都道府県ごとの価額(一畳あたり)は厚生労働省の告示により定められております(下表参照)。
- 勤務地がA県にあり、社宅がB県にある場合は、勤務地であるA県の価額で計算します。

【都道府県ごとの価額】

(単位:円)

都道府県名	厚生労働省告示価額	都道府県名	厚生労働省告示価額	都道府県名	厚生労働省告示価額
北海道	870	長野	1,030	岡山	1,140
青森	840	富山	1,090	広島	1,170
岩手	970	石川	1,130	山口	910
宮城	1,250	福井	990	徳島	990
秋田	930	岐阜	1,020	香川	1,010
山形	1,050	静岡	1,280	愛媛	950
福島	1,000	愛知	1,300	高知	910
茨城	1,150	三重	1,080	福岡	1,150
栃木	1,190	滋賀	1,170	佐賀	900
群馬	1,060	京都	1,450	長崎	920
埼玉	1,580	大阪	1,480	熊本	990
千葉	1,530	兵庫	1,290	大分	950
東京	2,400	奈良	1,060	宮崎	890
神奈川	1,900	和歌山	920	鹿児島	950
新潟	1,080	鳥取	950	沖縄	970
山梨	1,100	島根	910		

(平成27年4月1日厚生労働省告示価額)

お問い合わせ先

日本郵政共済組合共済センター 標準報酬・任継担当
TEL:0120-97-8484(通話料無料平日9:00-18:00)